

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：消防指導費

事業名【新】「オール岐阜」消防団員確保推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 企画係 電話番号：058-272-1111(内2882)

E-mail：c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,489 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	11,489		0	0	0	0	0	0	11,489
決定額	11,489	5,000	0	0	0	0	0	0	6,489

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- 人口減少、少子・高齢社会を迎え、消防団員は減少傾向にあり、団員の確保に苦慮する中、平成25年12月には「消防団充実強化法」が公布・施行され、平成27年12月には、第27次消防審議会の最終答申が示された。（地域における活動への理解促進、被用者、若者、女性及びシニア世代の加入促進等）
- これまで県では、団員勧誘の実効性を上げるため、「消防団員確保キャンペーン」として、PRなどの広報活動、消防団を知ってもらうための普及啓発を中心に事業を展開してきた。
- 一方、団員確保を行う市町村においては、人員やノウハウの不足により対策に限界があることから、新たに、県事務所と市町村が共に課題を解決し団への加入を促進するための仕組み「消防団員確保推進圏域別協議会」を設け、周知啓発事業、企業への働きかけなど、地域の実情を踏まえた団員確保を推進する。
- また、地域ごとの取組みを支えるための県内全域を対象とした周知啓発事業を実施する。

(2) 事業内容

- 圏域別消防団員確保対策の推進
県、市町村、教育機関、企業等の関係団体が連携して団員確保に取り組むため、5圏域で県事務所主催の「消防団員確保推進圏域別協議会」を開催。地域の実情を踏まえた確保推進策の実施に向けて、地域の企業や関係団体との連携啓発や消防団員確保の企画等について協議を行う。
- 消防団の周知啓発事業の実施
消防団員確保推進圏域別協議会での協議等を踏まえ、消防団の認知向上及び加入促進を図るため、広報資材の制作、消防団活動体験イベントの実施等の普及啓発事業を実施。
- 各種制度の運用

岐阜県における消防団員の被用者（サラリーマン）率は、約80%と高いことから、被用者が活動しやすい環境づくりのため設けている2つの制度を運用するとともに、制度の周知を図る。

- ・「消防団協力事業所支援減税制度」（平成28年4月1日～）
消防団活動に協力する事業者を支援するための優遇措置（事業税減税）。
- ・「消防団員雇用貢献企業報奨金制度」（平成30年4月1日～）
人口減少の著しい過疎地域の団員確保に協力する事業所に報奨金を支給。

（3）県負担・補助率の考え方

- ・団員確保のための自治会組織や市町村（消防団）における団員勧誘の実効性を上げるため、地域ごとに各種事業を実施するとともに、これを支える全県的な取組みを実施する。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	776	消防団員確保対策、減税制度・報奨金制度申請事務
需用費	2,792	消防団員確保対策、減税制度・報奨金制度申請事務
消耗品費	1,753	
印刷製本費	882	
燃料費	157	
役務費	761	ポスター・リーフレット発送、消防団員確保対策、減税制度・報奨金制度申請事務
委託料	7,000	イベント開催、広報資材作成
報償費	160	協議会開催、イベント開催
合計	11,489	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）事業主体及びその妥当性

- ・消防組織法では、「市町村消防の原則」の観点から、団員確保を含め、消防団の管理運営は市町村の責務であるとされ、県は「市町村の消防が十分に行われるよう」補完的に協力するとされている。また、地方自治法においては、広域にわたるものを県が処理するとされている。
- ・平成25年12月、「消防団等充実強化法」が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務づけられた。
- ・平成27年12月の第27次消防審議会の最終答申において、消防団充実強化のために取り組むべき事項として、勤務地における被用者・公務員・大学生・女性の加入促進が示されたことから、県が主体となって事業を推進していくことは、妥当と考える。
- ・時代に合った団員確保対策等について検討するため、消防庁が令和2年12月に設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書において、消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要であるとされ、地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきであるとされた。

事業評価調書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

減少傾向にある県内消防団員数を増加させることで、減災に最も必要な自助・共助の両側面を有する消防団の機能を充実強化し、地域防災力の維持・向上を図り、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等大規模災害時における安全・安心な地域づくりを目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R5年度	R6年度	R7年度	終期目標	達成率
	(R5)	実績	目標	目標	(R7)	
消防団員の条例定数に対する充足率	91.6%	91.6%	98.0%	98.0%	98.0%	90.3%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	
令和 3 年度	指標① 目標： 実績： 達成率：
令和 4 年度	指標① 目標： 実績： 達成率：

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>・ 「消防団等充実強化法」により、県は、消防団への加入の促進等に関して必要な措置を講ずることが義務づけられた。</p> <p>・ 消防庁が令和2年12月に設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書において、消防団のイメージを向上し、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要とされた。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 1	<p>県内消防団の約9割が未充足であることから、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気の醸成のため、市町村と連携しながら課題に対して取り組む必要がある。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>消防団への加入を促進するには、まずは消防団活動を「知る」きっかけを創出し、消防団活動に興味を持つよう促す必要がある。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>「消防団等充実強化法」の成立により、県は、消防団への加入の促進に関して必要な措置を講ずることが義務づけられ、また、第27次消防審議会による最終答申においても、勤務地における被用者・公務員・大学生・女性の加入促進について、早急に取り組むべき事項とされており、県においても早急に取り組むべき必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>・ 多様な人材の活用、加入促進を加速させるため、対象者ごとに重点的に各事業を実施し、団員数の増加につなげる。</p> <p>・ 消防団員確保に係る種々の事業（消防団加入促進事業費補助金・消防団協力事業所支援減税制度、消防団員雇用貢献企業報奨金制度）は、消防団員の確保に効果があるため、本事業により各種事業を積極的にPRしていく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	